

令和8年3月定例会
一般質問補足資料
5番 水野 忠三

[2026年(令和8年)3月11日(水)]

1. 自衛隊との協力関係等

主な出典：

- 自衛隊 愛知地方協力本部 ホームページ
- e-Gov 法令検索

等を参照、編集の上、一部抜粋引用。(下線等は、引用者による。)

自衛隊 愛知地方協力本部の業務内容等

愛知地方協力本部では国民と自衛隊を結ぶ窓口として、「自衛官募集」「国民保護措置・災害派遣などにおける県市町村との調整」「地方における渉外および広報」「隊員の就職援護」「予備自衛官等の採用・管理」を行っている。

また、部外協力支援として、学校教育における体験学習、防災教室、記念行事等への協力、大学・セミナー等での防衛講話、新入社員教育などの体験入隊、自治体・商工会等の各種イベントにも積極的に協力している。

自衛隊・愛知地方協力本部では、愛知県内の中学校・高校の「総合的な学習の時間」を活用した職場体験を支援している。クラブ活動や授業の一環としても活用できる。

HOME > 自衛隊を知る > 職場体験

職場体験

愛知地本では、愛知県内の中学校・高校の「総合的な学習の時間」を活用した職場体験を支援しています。クラブ活動や授業の一環としてご利用下さい。



どんな体験ができるの？

- ✓ 基地や駐屯地の中で仕事体験や、自衛隊の色々な装備に触れることができる！
- ✓ 珍しい自衛隊の車両に乗ることができる！
- ✓ 隊員と同じ食事が食べられる！

などなど、自隊の生活では体験できないことばかりです！



point 01 見る

- ✓ 色々な珍しい装備品を見学できる！
- ✓ 自隊の自衛官の仕事や訓練風景などを見学できる！
- ✓ 基地などの史料館を見学できる！



point 02 乗る

✓ 特殊な車両に乗れる！(部隊の訓練状況により搭乗できない場合があります)



point 03 学ぶ

- ✓ 現役自衛官の生の声が聞ける！
- ✓ 自衛官の仕事を経験する！(自衛隊の病院、消防、整備士、警察、調理、経理もあんです！)
- ✓ ほどけないロープの結び方を学べる！

「楽しいがいっぱい！」

迷彩服が着られるかも……

隊員と同じ食事が食べられる！



体験学習の一例

半日コース

09:30	集合
09:35～10:00	概要説明(自衛隊の活動)
10:00～10:30	基本動作
10:35～11:15	ロープワーク
11:20～11:55	自衛隊車両の体験搭乗など
12:00	解散

半日コースのほか、1～4日コースも可能です。
細部はお問い合わせ下さい。

※注意
部隊の状況により、見学の見学の急ぎの中止や予定の変更等があります。

実施可能プログラム

✓見学

人命救助システム・部隊訓練・装備品等・部隊施設

✓説明

自衛隊の活動(防衛問題・災害派遣・国際平和協力活動等)・装備の紹介・隊員との懇談

調整によりカレッジリクルーターやハイスクールリクルーター派遣ができます。

✓体験

ロープワーク(ロープの結び方)・基本動作(気をつけ、右向け右、行進等)・救急法(心臓マッサージ、AED操作等)・体力錬成(サーキットトレーニング等)・土のう作製、土のう積み・天幕(テント)展張・地図判読等(オリエンテーリング)・車両点検、清掃・野外電話体験

以上の項目が実施できるプログラムの一例です。日程・駐屯地・天候等により実施できないものもありますので、ご了承下さい。

(自衛隊 愛知地方協力本部 ホームページより)

実施可能プログラムの一例：

・見学

人命救助システム・部隊訓練・装備品等・部隊施設。

・説明

自衛隊の活動(防衛問題・災害派遣・国際平和協力活動等)・装備の紹介・隊員との懇談。
(調整によりカレッジリクルーターやハイスクールリクルーター派遣もできる。)

・体験

ロープワーク(ロープの結び方)・基本動作(気をつけ、右向け右、行進等)・救急法(心臓マッサージ、AED操作等)・体力錬成(サーキットトレーニング等)・土のう作製、土のう積み・天幕(テント)展張・地図判読等(オリエンテーリング)・車両点検、清掃・野外電話体験。

自衛隊法第 83 条 関連等

～ 自衛隊法第 83 条「都道府県知事その他政令で定める者」の「その他政令で定める者」の中に市町村長が入らない理由などについて ～

自衛隊法第 83 条（災害派遣）において、要請権者に「市町村長」が含まれていない理由については、「広域的な判断の必要性」と「事務手続きの迅速・簡素化」という 2 つの大きな観点から整理できる。

具体的には、以下の理由が挙げられる。

1. 災害対応の広域性と規模の判断

災害派遣は、自衛隊という国家の防衛力を動員する重大な措置である。

- **広域的な調整**：災害は一つの市町村で完結せず、隣接する自治体にまたがるが多々ある。都道府県知事は、県全体の被害状況や救助リソース（警察・消防・防災ヘリなど）を俯瞰して、本当に自衛隊の力が必要かどうかを総合的に判断する立場にある。
- **自衛隊の特性**：自衛隊は広域運用を基本とする組織であるため、個々の市町村からのバラバラな要請に応じるよりも、都道府県単位でまとめられた要請に基づき、効率的に部隊を配置する方が運用上の合理性がある。

2. 受理窓口の一本化（迅速な対応のため）

自衛隊側にとっても、全国に 1,700 以上ある市町村から直接要請を受ける形にすると、情報の混乱や優先順位の判断に支障が出る恐れがありうる。

- 窓口を都道府県（および政令で定める海上保安庁等）に絞ることで、通信ラインを確保し、迅速かつ正確に要請を受理できる体制にしている。

3. 市町村長には「要求権」がある

市町村長に権限がまったくないわけではない。自衛隊法第 83 条第 2 項 等には、以下のような仕組みが定められている。

- **知事への要求**：市町村長は、災害が発生し自衛隊の派遣が必要だと判断したときは、都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請するよう「要求」することができる。
- **知事が動けない場合**：もし知事に連絡がつかない、あるいは知事が要請できないといった緊急事態（知事の事務を代理する者もない場合な

ど)に、市町村長は自衛隊の部隊長等に対して被害状況を通知することができ、それを受けた自衛隊側が「自主派遣」の形で出動する道も開かれている。

4. 歴史的・法的な経緯

日本の災害対策の基本法である「災害対策基本法」においても、大規模災害時の応急措置の責任は第一に市町村にあるが、それをバックアップし、他県や国との調整を行うのは都道府県の役割と定義されている。自衛隊法はこの法体系との整合性をとっている。

まとめ

市町村長が含まれないのは、「市町村長を軽視しているから」ではなく、「より大きな視点で混乱なく、効率的に自衛隊を運用するため」である。

現場のニーズを最も把握している市町村長が「知事に要求」し、広域的な視点を持つ「知事が要請」するという二段構えの仕組みにすることで、組織的な災害対応を実現している。

《参照条文》：

● 自衛隊法

(災害派遣)

第 83 条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第 1 項の要請の手続は、政令で定める。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害及び同法第 183 条において準用する同法第 14 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

● 自衛隊法施行令

(災害派遣を要請することができる者)

第 105 条 法第八十三条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 海上保安庁長官
- 二 管区海上保安本部長
- 三 空港事務所長

● 災害対策基本法

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等)

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域にかかわる災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第七十条第三項の規定による応急措置の実施の要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を当該応急措置の実施に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

【提案】

災害時だけでなく、日常の場面においても、自衛隊と本市(岩倉市)とが協力できる項目等について、

① 防災・危機管理の「平時強化」

● 協力可能分野

- ・ 市職員向け危機対応訓練（指揮統制・情報共有）
- ・ ロジスティクス（物資輸送計画）の助言
- ・ ドローン活用の共同研究
- ・ 避難所運営シミュレーション など

● 提案

- ・ 「合同机上訓練（年1回）」の制度化
- ・ 市の防災会議などにおける現役またはOB自衛官の参与制度等
- ・ 若手職員研修における危機管理講義 など

自衛隊は災害派遣で培った**統制力・通信運用・後方支援能力**を持っている。これを平時から共有することで、市の実務能力が底上げされる。

② 地域教育・青少年育成

● 協力可能分野

- ・ 中学生・高校生向けキャリア講話
- ・ 規律訓練・リーダーシップ講座
- ・ 体験型防災教育 など

● 提案

- ・ 「地域安全教育週間」の創設
- ・ 学校・PTA と連携した公開講座
- ・ 子どもや青少年関係の関連団体等との共同事業 など

自衛隊は単なる軍事組織ではなく、「公共安全組織」としての側面が強く、地域教育との親和性が高い。

③ 健康・体力増進事業

● 協力可能分野

- ・ 市民向け体力測定会
- ・ 高齢者向け転倒防止体操指導
- ・ 職員向け体力維持プログラム など

● 提案

- ・ 「市民フィットネス DAY」
- ・ 市職員健康管理プログラムの共同開発 など

自衛隊の体力訓練ノウハウは科学的裏付けがあり、医療費抑制政策とも整合する。

④ 地域経済・企業連携

● 協力可能分野

- ・ 退職自衛官の地元企業への就労マッチング
- ・ 企業向け危機管理研修
- ・ 地元企業と部隊の技術交流 など

● 提案

- ・ 市商工会との三者連携協定
- ・ 「危機管理経営セミナー」の開催 など

特に人材不足の中小企業にとって、退職自衛官は極めて優秀な即戦力となり得る。

⑤ 広報・地域行事連携

● 協力可能分野

- ・ 市イベントへの音楽隊派遣
- ・ 車両展示（広報目的）
- ・ 地域清掃活動 など

● 提案

- ・ 市制記念行事等への参加
- ・ 子ども向け体験型ブース設置 など

⑥ サイバー・情報セキュリティ

● 協力可能分野

- ・ 市庁舎の情報セキュリティ演習
- ・ インシデント対応助言
- ・ 情報共有訓練 など

近年重要性が高まる分野であるとともに、国の方針とも整合する。

制度面での整理

地方自治体が自衛隊と平時連携する場合、法的根拠は主に

- 自衛隊法第 83 条（災害派遣）
- 地方自治法による連携協定
- 国民保護法関連枠組み

等が考えられる。

平時は「訓練・教育・広報・助言」レベルでの協力を中心に進めるのが適切と考える。

本市(岩倉市)での具体的現実的プラン（提案）

現実的なステップ案：

第 1 段階

- 近隣駐屯地（例：守山駐屯地）等との意見交換会
◦ 陸上自衛隊 守山駐屯地など

第 2 段階

- 「防災・危機管理に関する包括連携協定」締結 等

第 3 段階

- 年 1 回の合同防災机上演習
- 市民公開講座 など

留意点：

- 透明性確保
- 憲法上の議論や政治的中立性への配慮
- 市民合意形成 など

結 論

自衛隊と本市(岩倉市)の関係は、
「災害時の応援部隊」から
「平時から地域安全を共に支えるパートナー」へ
進化させることも可能。

2. 第5次岩倉市総合計画

「中間見直し」後の「今後」

主な出典：

- 岩倉市ホームページ「第5次岩倉市総合計画」関連
- 国土交通省 報道発表資料
- デジタル庁の公開情報

等を参照、編集の上、一部抜粋引用。(下線等は、引用者による。)

1. 【総論・都市基盤】中間見直しの総括とスマート IC の波及効果 (項目 1)

● 【要点】

- 基本枠組みを維持しつつ、デジタル化や脱炭素化の進展に対応。
- スマート IC 整備のインパクトを生かした「地域振興拡大検討ゾーン」を新たに位置づけ。
- デジタル技術活用を横断的に追記。

● 【事実確認・エビデンス】

- 第5次計画中間見直し：令和7年(2025年)に実施済。基本計画総論(土地利用方針・まちづくり戦略)の大幅な見直しが行われている。

(出典：岩倉市公式ウェブサイト「第5次岩倉市総合計画中間見直しに係る基本方針」)

- スマート IC 構想：「尾張一宮 PA スマート IC (仮称)」として名神高速道路に整備予定。令和6年(2024年)から準備会が開催されており、岩倉市側(IC東側)は産業振興拠点としての整備を検討。

(出典：国土交通省 報道発表資料／一宮市・岩倉市関連公表資料)

● 【視点】

- 「地域振興拡大検討ゾーン」の企業誘致や土地利用において、単なるインフラ整備にとどまらず、具体的にどのような「デジタル技術の導入」や「脱炭素化」を条件づけ、本市の持続可能性を高めていくのか、より踏み込んだビジョンは。

尾張一宮PAスマートインターチェンジ(仮称)の概要・整備効果

別紙1

■名神高速道路 尾張一宮PAスマートIC(仮称)

<概要>

- 路線名：中央自動車道西宮線
(小牧IC～一宮IC間)
- 設置場所：愛知県一宮市・岩倉市
- 接続形式：SA・PA接続型
- 形式：全方向(4/4)
- 運用形態：全車種 24時間

<位置図>



整備効果 アクセス向上による産業活動の支援

スマートIC整備により、周辺企業から渋滞箇所を回避して高速道路へアクセスが可能となり、所要時間が短縮することから、物流効率化や生産性向上が期待される。
 高速道路へのアクセス向上により、スマートIC周辺への更なる企業立地が促進し、地域経済の活性化が期待される。



整備効果 周辺道路における渋滞緩和

スマートIC整備により、高速道路へ向かう交通がスマートICへ分散し、一宮ICや小牧IC周辺では、高速道路へ向かう交通が渋滞緩和が期待される。



(出典：国土交通省中部地方整備局 H.P. 「尾張一宮 PA スマートインターチェンジ (仮称) の概要・整備効果」)

2. 【評価・財政】 KPI の公開手法と教育・福祉分野の事業評価（項目 2, 4, 5, 6, 7）

• 【要点】

- 現在は2年サイクルで基本施策評価シートを公表。
- 各種外部統計との直ちの比較やダッシュボード化は実務的課題があるが、次期計画に向け研究。
- 福祉や教育分野など、単純な経済的数値への換算が難しい事業評価も今後の課題。

• 【事実確認・エビデンス】

- KPI ダッシュボードの動向：デジタル庁が推奨し、近年多くの自治体が総合計画の進捗状況を市民向けにグラフ・ダッシュボード化して公開し、透明性を高めている。

（出典：デジタル庁「政策ダッシュボード」関連資料／各自治体公開事例）

• 【視点】

- 定性評価指標の導入策：教育・福祉分野の費用対効果について「数値化が難しい」で終わらせず、次期計画では質的な評価基準を設けるべきでは。例えば、八王子市の不登校対策（つながるプラン）に見られる多層的支援の評価体制や、名古屋市のインクルーシブ保育関連のガイドライン等の運用にみられる当事者の「ウェルビーイング」の指標化など、他市の先進事例に倣った社会的インパクト評価の導入をどう進めるか。

3. 【協働・参画】 市民参画の拡大と多文化共生・防災（項目 3, 8, 9）

• 【要点】

- 中間見直しのパブコメは5名43件。「未来寄合トライアル」等を通じアウトリーチを検討。
- 外国人住民（令和8年2月現在 3,940人、約8.2%）に対しては、サポート窓口や日本語教育等を継続・拡充。

• 【事実確認・エビデンス】

- パブリックコメント結果：令和7年10月1日～30日に実施され、「5人から43件」の意見が提出。

（出典：岩倉市「第5次岩倉市総合計画中間見直し案のパブリックコメントについて」）

- 外国人住民比率：令和7年（2025年）6月末時点で3,765人（約7.8%）であり、令和8年2月時点の「3,940人（約8.2%）」への

増加は、近年のベトナム・ネパール国籍等の増加トレンドと符合。

(出典：「広報いわくら」令和7年8月号等)

- **【視点】**

- **多様な主体の巻き込みと地域防災：**マルチパートナーシップの具体化に向け、若年層や外国人住民を「行政支援の対象」から「地域の担い手」へ転換させる施策等は。例えば、荒川区で実践されている学生・若者主体の防災部活動のような仕組みの導入や、8.2%に達した外国人住民を地域防災体制へどう組み込むのか、次期計画での具体的な協働のロードマップは。

4. **【将来展望】次代の再設計への決意（項目10）**

- **【要点】**

- コンパクトシティの強みを生かし、市長マニフェストにある「ウェルビーイングなまちづくり」を実現する。

- **【視点】**

- 人口減少が加速する次期総合計画において、単なる現状維持やスローガンにとどまらず、都市の「レジリエンス（強靱性）」の確保や近隣自治体との広域的な行政連携など、本市の生き残りをかけた未来志向の再設計に向けて、「トップマネジメントの覚悟」も信頼とともにさらに期待する。

